

3 医療費の給付・助成

重度障害者医療

重度の障害者に対する医療費助成制度です。大牟田市民で医療保険各法の加入者であり、生活保護を受けていない方のうち、次のいずれかの事項に該当する方に医療証を交付します。これにより病院等で要した医療費（健康保険の対象外の費用、入院中の食事代等を除く）の自己負担の一部が助成されます。ただし、本人及び同居の家族の所得制限があります。

※ 3歳から申請できます。要件等の詳しいことはお尋ねください。

※ 65歳以上の方は、後期高齢者医療制度への加入が必要です。

◆ 対象者

- ① 身体障害者手帳 1 級又は 2 級
- ② 療育手帳 A（判定書が「重度」）
- ③ 身体障害者手帳 3 級でかつ療育手帳 B 1（判定書が「中度」）
- ④ 特別児童扶養手当証書・障害基礎年金証書が 1 級でかつ傷病名が知的障害又は精神遅滞
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1 級

お問合せ・申請は子ども家庭課へ TEL 41-2661 FAX 41-2664

後期高齢者医療制度

65歳以上75歳未満の方で、次のいずれかの事項に該当する場合、後期高齢者医療制度に加入することができます。

- ① 身体障害者手帳の 1～3 級
- ② 身体障害者手帳の音声又は言語機能障害 4 級
- ③ 身体障害者手帳の下肢障害 4 級の一部
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の 1 級又は 2 級
- ⑤ 療育手帳 A
- ⑥ 国民年金法による障害年金・障害基礎年金の 1 級又は 2 級
- ⑦ その他、①～③と同程度の障害があると認められる方

65歳以上の方が重度障害者医療の助成を受けるためには、後期高齢者医療制度への加入が必要です。

お問合せ・申請は

保険年金課（後期高齢者医療担当）へ TEL 41-2665 FAX 41-2552

自立支援医療（更生医療）18歳以上

18歳以上の身体障害者手帳所持者が、知事が指定した医療機関において、手帳に記載されている障害を軽くしたり機能を回復させたりするために必要な手術や治療を受ける場合に、更生医療の給付を受けることができます。

心臓疾患に関する手術、人工関節置換術、人工透析などがあり、障がい者更生相談所の判定により日常生活能力や職業能力の回復、又は改善が見込まれる医療が対象となります。

原則として1割の自己負担があり、所得等により負担上限額が定められます。

※ただし、入院時の食事代は自己負担となります。

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

自立支援医療（育成医療）18歳未満

肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語の障害及び心臓、じん臓、肝臓、その他先天性内臓障害がある18歳未満の児童で、手術等を指定医療機関で受ける場合、医療費を負担します。

原則として1割の自己負担があり、所得等により負担上限額が定められます。

※ただし、入院時の食事代は自己負担となります。

お問合せ・申請は子ども家庭課へ TEL 41-2661 FAX 41-2664

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患により精神科等の医療機関へ通院される場合、本人の負担額を軽減する制度です。

原則として1割の自己負担があり、所得等により負担上限額が定められます。

※対象となるかどうかは、通院中の医療機関等へ確認してください。

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

配偶者による医療費助成制度（ひとり親家庭等医療）

児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を養育している父母のどちらかに重度の障害がある方に対する医療費の助成制度です。

配偶者が次のいずれかの障害要件に該当する方が児童を養育している場合、その方とその児童は、ひとり親家庭等医療費の対象となります。ただし本人及び同居の家族の所得制限等があります。

◆ 障害要件

- ①年金の障害等級1級程度
- ②身体障害者手帳1級または2級（ただし、心臓、じん臓、呼吸器又はぼうこう若しくは直腸の機能の障害の1、2級及び肢体不自由のうち上肢障害の2級の三、四を除く）

お問合せ・申請は子ども家庭課へ TEL 41-2661 FAX 41-2664

小児慢性特定疾病医療費助成制度

18歳未満（継続申請の場合は20歳未満まで）で次の疾患群に属する疾患がある方を対象に、治療に要する医療費及び入院時食事療養費の一部を負担します。ただし、所得により自己負担があります。

◆ 対象疾患群（疾患ごとに対象基準が別途定められています）

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群

お問合せ・申請は子ども家庭課へ TEL 41-2661 FAX 41-2664

特定医療費（指定難病）・特定疾病制度

平成27年1月1日から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、医療費の公費負担対象疾病（指定難病）が331疾病（平成30年4月1日現在）に拡大されました。対象となる疾病や手続きについては、担当課へ確認してください。

なお、新たな医療費助成制度の開始に伴い、従前の特定疾患治療研究事業の対象疾患は、「スモン」、「難治性肝炎のうち劇症肝炎」、「重症急性膵炎」、「プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）」に変更され、従前制度での医療費助成が継続されます。

※上記4疾患の内、「難治性肝炎のうち劇症肝炎」「重症急性膵炎」については、平成26年12月31日までに申請し、認定された方のみが当該事業の対象となります。（平成27年1月1日以降は、申請を受付けておりません。）

お問合せ・申請は保健衛生課へ TEL 41-2669 FAX 41-2675